

広域連合議会平成25年第1回定例会 広域連合長提出議案概要

番号	件 名	概 要
同意第1号	副広域連合長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副広域連合長の任期満了に伴う選任 氏 名 堀 忠雄 (和束町長) 生年月日 昭和20年6月29日
議案第1号	平成24年度一般会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正額 16億2,645万1千円 予算総額 10億2,896万8千円を 26億5,541万9千円に補正 ○ 歳入は、平成25年度保険料軽減分に係る円滑運営臨時特例交付金、市町村が行う長寿健康増進事業(以下「健康事業」という。)に係る特別調整交付金、電算処理システム改修補助に係る円滑運営事業費補助金、財産収入、前年度繰越金(全額予算化)、諸収入の増額 ○ 歳出は、健康事業に係る前年度特別調整交付金返還金、医療制度事業費補助金返還金、健康事業に係る特別対策補助金、財政調整基金への積立金による増額と総務費執行見込額精査による減額
議案第2号	平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正額 1億735万4千円 予算総額 2,922億145万7千円を 2,923億881万1千円に補正 ○ 歳入は、前年度繰越金増 ○ 歳出は、諸支出金増(23年度療養給付費負担金精算による返還金、健康診査事業国庫補助金の精算見込みによる返還金)
議案第3号	平成25年度一般会計予算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算総額 8億1,923万円 ○ 歳入は、市町村からの分賦金のほか、不均一賦課に係る国・府負担金等 ○ 歳出は、運営経費のほか、主に不均一賦課、特別高額共同事業事務費拠出金及び予備費に係る特別会計への繰出金等
議案第4号	平成25年度後期高齢者医療特別会計予算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算総額 3,048億9,642万5千円 ○ 歳入は、被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ・国保等保険者からの支援金、臨時特例基金からの繰入金等 ○ 歳出は、医療給付費等
議案第5号	議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法の一部改正により、規定を整備するもの。

【参考資料】

- ① 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
..... 1
- ② 議案第1号 平成24年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）..... 2
- ③ 議案第2号 平成24年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療補正予算（第2号）..... 4
- ④ 議案第3号 平成25年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
..... 5
- ⑤ 議案第4号 平成25年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算..... 8
- ⑥ 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて..... 10

件名	① 副広域連合長の選任
----	-------------

次の者を副広域連合長に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

氏名 ほり ただお堀 忠雄 (和東町長)

生年月日 昭和20年6月29日

<参考>

京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合長等の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。

件名 ② 平成24年度一般会計補正予算（第1号）

1 概要

補正前の額	補正額	補正後の額
1,028,968 千円	1,626,451 千円	2,655,419 千円

平成25年度保険料軽減分の交付金に係る受入及び基金への積立に要する補正と、今年度市町村が実施する人間ドック等の長寿健康増進事業に要する経費及び平成23年度に概算で交付された国庫支出金（特別調整交付金及び医療制度事業費補助金）について、所要額を確定することで生じた返還金について補正し、財源として国庫支出金や臨時特例基金繰入金等を補正する。

2 歳入

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	補正後の額	補正理由
国庫支出金 （医療制度事業費補助金）	8,000	△ 6,483	1,517	ジェネリック医薬品差額通知及び重複頻回受診者訪問指導（健康づくり推進事業の中で実施）の事業実績に応じた減額
国庫支出金 （特別調整交付金）	17,000	194,946	211,946	長寿健康増進事業（人間ドック事業等）実施市町村への特別対策補助
国庫支出金 （円滑運営臨時特例交付金）	0	1,369,301	1,369,301	平成25年度保険料軽減分の交付金
国庫支出金 （円滑運営事業費補助金）	0	38,220	38,220	広域連合電算処理システム改修補助
財産収入	1	405	406	財政調整基金利子
臨時特例基金繰入金	0	14,673	14,673	周知・広報、相談体制整備に係る市町村及び広域連合実施分の繰入
繰越金	1	10,500	10,501	前年度繰越金
諸収入（預金利子等）	833	4,889	5,722	平成23年度特別対策補助金返還金及び預金利子
歳入合計	1,028,968	1,626,451	2,655,419	

3 歳出

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額	補正理由
総務費 総務管理費 (特別調整交付金返還金)	0	4,759	4,759	平成 23 年度人間ドック事業未執行による返還
総務管理費 (医療制度事業費補助金返還金)	0	1,336	1,336	平成 23 年度保険者機能強化事業等未執行による返還
業務管理費	655,782	△ 40,000	615,782	業務管理費執行不用による減額
業務管理費 (市町村特別対策補助金)	0	202,270	202,270	人間ドック等市町村実施分に対する補助金
財政調整基金積立金	1	88,785	88,786	補助金交付による財源付替や執行不用等による財政調整基金への予算積立
臨時特例基金積立金	0	1,369,301	1,369,301	平成 25 年度保険料軽減分の臨時特例基金への積立
歳出合計	1,028,968	1,626,451	2,655,419	

件名 ③ 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 概要

補正前の額	補正額	補正後の額
292,201,457 千円	107,354 千円	292,308,811 千円

平成23年度に概算で交付された市町村支出金（療養給付費負担金）及び国庫支出金（健康診査補助金）について所要額を確定させたところ超過交付となったため、返還に要する経費について補正し、財源として繰越金を補正する。

2 歳入

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
繰越金	4,762,767	107,354	4,870,121
歳入合計	292,201,457	107,354	292,308,811

3 歳出

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
諸支出金（市町村支出金返還金）	0	104,552	104,552
諸支出金（健診事業補助金返還金）	0	2,802	2,802
歳出合計	292,201,457	107,354	292,308,811

件名 ④ 平成25年度一般会計予算

1 概要

平成25年度当初	平成24年度当初	比較（増△減）
819,230 千円	1,028,968 千円	△209,738 千円

- (1) 予算規模は8億1,923万円で、対前年度比約2億1千万円の減（20.4%減）。
- (2) 本広域連合は、市町村分賦金を主な財源としているが、事務経費の削減等により市町村に新たな財政負担を求めることなく、これまでからの堅実な制度運営に加え、保険者機能向上の推進を図るための予算計上を行った。
- (3) 歳入は、後期高齢者医療電算処理システムの電算機器の入替え完了により財政調整基金の取崩しは行わず（24年度約2億円）、市町村分賦金を据え置いた（約6億6千万円）。
- (4) 歳出は、電算機器の入替え完了により対前年度比約2億5千万円の減、保険者機能向上の取組で対前年度比約3千万円の増となった。

平成29年度に予定する電算機器の入替え費用として、市町村の負担を平準化するため財政調整基金への積立てを行うこととした（約2千5百万円）。

2 歳入

（単位：千円）

区分	主な内容	25年度当初予算額	24年度当初予算額	比較（増△減）
分担金及び負担金	市町村分賦金（広域連合を構成する26市町村が負担）	664,431	664,431	0
国・府支出金	事業経費の一部を国・府が負担するもの	149,267	158,952	△9,685
繰入金	財政調整基金、臨時特例基金の取崩し	4,673	204,750	△200,077
その他	預金利子、公舎使用料等	859	835	24
歳入合計		819,230	1,028,968	△209,738

3 歳出

(単位：千円)

区分	主な内容	25年度当初予算額	24年度当初予算額	比較 (増△減)
議会費	議会運営経費	1,197	1,298	△101
総務費	人件費、電算機器経費等の事務局運営に係る経費	709,514	921,618	△212,104
民生費	特別会計への繰出金	101,519	99,052	2,467
予備費	予算外の執行や予算超過に充用するための経費	7,000	7,000	0
歳出合計		819,230	1,028,968	△209,738

4 保険者機能向上の取組

第2次広域計画に掲げた保険者機能向上を図るため、「保健事業の充実」「医療費の適正化」「市町村等との連携強化」の3本柱を基本方針に据えて、すでに着手している事業の継続に加え、新規に事業を立ち上げる。(次項)

【保険者機能向上の取組に係る事業】

	事業名	事業概要	新規 継続 区分	25年度 当初予算 (千円)	24年度 当初予算 (千円)
保健事業の充実	健康づくり 推進事業	後期高齢者の健康の保持・増進を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営をより安定的なものとするため、後期高齢者の健康づくりを積極的に推進。 健診受診率等の状況から取組が必要な地域において健診受診率向上の取組や健診結果に基づく保健指導を実施する。 (平成24年度10市町、平成25年度8市町)	継続	30,000	40,000
	健康診査 (追加項目) への補助	腎機能低下の早期発見のため、市町村が実施する血清クレアチニン検査費用の一部を、広域連合が独自に補助する。(血清クレアチニンの検査費用は、国庫補助対象外。)	新規	3,804	—
医療費の適正化	後発医薬品 利用差額 通知	医療費適正化の一環として、指定する薬剤(生活習慣病や慢性疾患)について、1か月に14日以上処方され、後発医薬品に切り替えた場合の1薬剤、1処方ごとの差額が300円以上となる被保険者に対して、利用差額通知を送付する。	継続	4,042	10,000
	第三者求償 確認事務	交通事故等、傷病の原因が第三者の行為によるものについて、第三者に対して医療費の求償を進めるため、被保険者宛に傷病の原因の調査文書を送付し、必要な届の提出を促す。(予算額には、国保連合会へ支払う第三者求償事務手数料を含む。)	継続	16,947	6,469
	鍼灸審査 委託	あんま・マッサージ、鍼灸の支給申請に対する審査強化のため、審査業務、患者照会の発送業務等を委託する。	継続	11,920	12,080
	療養費の 医療費通知	ご自身の療養費支給状況の確認や制度の理解促進を図るため、柔道整復、あんま・マッサージ、鍼灸の施術を受けた被保険者に、年2回、「療養費の医療費通知」を送付する。	新規	21,267	—
市町村等との連携強化	市町村に おける健康 対策事業等 への支援	市町村で実施される後期高齢者医療被保険者を対象とした健康対策事業等の取組を支援する。	新規	6,958	—
	意見を聴く 場の設置	市町村担当課長等との協議の場を設け、広域連合の運営方針の共有や市町村ニーズの把握に努める等一層の連携強化を図る。	新規	400	—
	広報機能 強化事業	広域連合が指定する内容の広報を実施した市町村に対し、市町村規模に応じた経費を補助する。	新規	4,672	—
合 計				100,010	68,549

件名 ⑤ 平成25年度後期高齢者医療特別会計予算

1 概要

平成25年度当初	平成24年度当初	比較（増△減）
304,896,425 千円	290,209,694 千円	14,686,731 千円

- (1) 予算規模は3,048億9千万円で、対前年度比約147億円の増（5.1%増）。
- (2) 後期高齢者医療の医療給付等の支出及び保険料等の収入について、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見通して設定しており、平成25年度はその2箇年目となる。
- (3) 主な増加要因は、歳出の大半を占める保険給付費において、被保険者数の増及び一人当たり医療給付費の増を見込んでいることによる。
- (4) 歳入は、主に、市町村が収納する保険料、保険給付費に対する国・京都府・市町村の法定の負担金、国保・健保保険者からの支援金である。
繰越金は、保険料軽減に当てるもので、保険料改定2箇年目となるため、前年度の約半額となっている。

2 歳入

（単位：千円）

区分	主な内容	25年度当初予算額	24年度当初予算額	比較（増△減）
市町村支出金	保険料、 基盤安定負担金、 療養給付費負担金	52,431,485	49,655,849	2,775,636
国・府支出金 支払基金交付金	給付費の一部の国・ 府からの支出金、 国保・健保保険者から の支援金等	248,850,398	235,769,912	13,080,486
繰越金	保険料軽減の財源	1,275,208	2,771,004	△1,495,796
繰入金 諸収入等	基金や一般会計か らの繰入金等	2,339,334	2,012,929	326,405
歳入合計		304,896,425	290,209,694	14,686,731

3 歳出

(単位：千円)

区分	主な内容	25年度当初予算額	24年度当初予算額	比較 (増△減)
保険給付費等	保険給付費、 審査支払手数料	304,118,640	288,099,210	16,019,430
拠 出 金	府財政安定化基金 拠出金、 特別高額医療費 共同事業拠出金	425,404	396,104	29,300
保 健 事 業 費	市町村健診事業 補助等	290,281	260,106	30,175
公 債 費 、 諸 支 出 金 、 予 備 費 等	保険料還付金、 予備費等	62,100	1,454,274	△1,392,174
歳 出 合 計		304,896,425	290,209,694	14,686,731

件名	⑥ 京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
<p>1 改正の趣旨</p> <p>地方自治法の一部改正（平成24年法律第72号）により、議会における会議において公聴会の開催及び参考人の招致ができることとされたことに伴い、規定を整備するもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>地方自治法において、公聴会及び参考人の招致については、これまで委員会において実施することができると規定されていたが、今般の地方自治法改正で本会議においても実施できると規定された（第115条の2が新設）。</p> <p>本件条例の、委員会で実施する公聴会参加者及び参考人について費用弁償する規定において、本会議で実施する公聴会参加者等の実費を弁償できるよう引用条文の改正を行う。</p> <p>3 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>	

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(実費の弁償)</p> <p>第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。</p> <p>(1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u></p>	<p>(実費の弁償)</p> <p>第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。</p> <p>(1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者</u></p>

参考 地方自治法改正 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>第109条 (略)</p> <p>第109条の2 削除</p> <p>第110条 削除</p> <p>第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>第109条 1～4 (略)</p> <p>5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p> <p>6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第109条の2 1～4 (略)</p> <p>5 前条第5項から第9項までの規定は、議会運営委員会について準用する。</p> <p>第110条 1～4 (略)</p> <p>5 第109条第5項から第8項までの規定は、特別委員会について準用する。</p>